

## 教職員等による児童生徒への性的ないやがらせ、性的な暴力による 被害を受けた方へ

教職員等による児童生徒への性的な発言やいやがらせ、性的な接触や暴力等により被害を受けた場合は以下の窓口にご相談してください。

### 性的な発言や行動の例

- ・性に関することや異性関係に関することを話題にしたり、質問したりする。
- ・スキンシップと称して体や髪の毛に触れたり、寄りかかったりする。
- ・不必要なマッサージをしたり、マッサージをさせたりする。
- ・不必要な電話をしたり、メールを送ったりする。
- ・教育の目的外で児童生徒を撮影したり、録画したりする。

### スクール・セクシュアル・ハラスメント相談窓口

- 市町村立小学校・中学校の児童・生徒、保護者の方  
TEL 025-280-5629  
県教育庁義務教育課  
平日 8:30～17:15
- 高等学校・中等教育学校の生徒、保護者の方  
TEL 025-280-5610  
県教育庁高等学校教育課  
平日 8:30～17:15
- 各学校の校長、副校長、教頭等にも相談できます。

### 新潟県立教育センター教育相談（教育相談・生徒指導）

TEL 025-261-0410

祝日、年末年始、お盆の時期を除く

9:00～17:00

いじめ・不登校をはじめとした教育上の様々な悩みごとの相談を受け付けています。